

# 代表者変更時に伴う費用のご案内

(法人会員の代表者変更の場合)

新 代 表 者		代表者変更 運営協力金	所在地変更を 伴う場合 (注 2)
①取締役・監査役	(1)就任 2 年以上	3万円	1万円
	(2)就任 2 年未満 (注 1)	30万円	1万円
②配偶者、2 親等以内の血族、1 親等以内の姻族		3万円	1万円
③上記以外の者		30万円	1万円

## <留意点>

- ①の就任 2 年以上とは、新代表者就任日を起点とし、直近 2 年以上の役員歴があること。  
(尚、過去の役員歴の加算等は行わない。)
  - ②の場合は、戸籍謄本等の提出が必要です。
  - ②以外の血族、姻族は、③上記以外の者とみなします。
- 新代表者には必ず「不動産開業支援セミナー」に参加して頂きます。

(注1) 法人設立後、2 年経過しておらず、入会時より 2 人代表で宅建業の代表者でない代表者が就任する場合、及び代表者死亡等による場合は役員就任 2 年以上と同等扱いとします。

(注2) 所在地変更を伴う場合は、別途事務所調査料として1万円が必要です。  
この場合調査員 2 名で事務所調査を行います。なお、事務所移転時に徴収している事務所調査料とは重複しません。

(注3) 戸籍に記載された子(法定血族を含む)

※②配偶者、2 親等以内の血族、1 親等以内の姻族

### <2 親等以内の血族>

1 親等・・・本人の父母、本人の子

2 親等・・・本人の祖父母、本人の孫

本人の兄弟姉妹

### <1 親等以内の姻族>

1 親等・・・配偶者の父母

子の配偶者

